

(資料2)

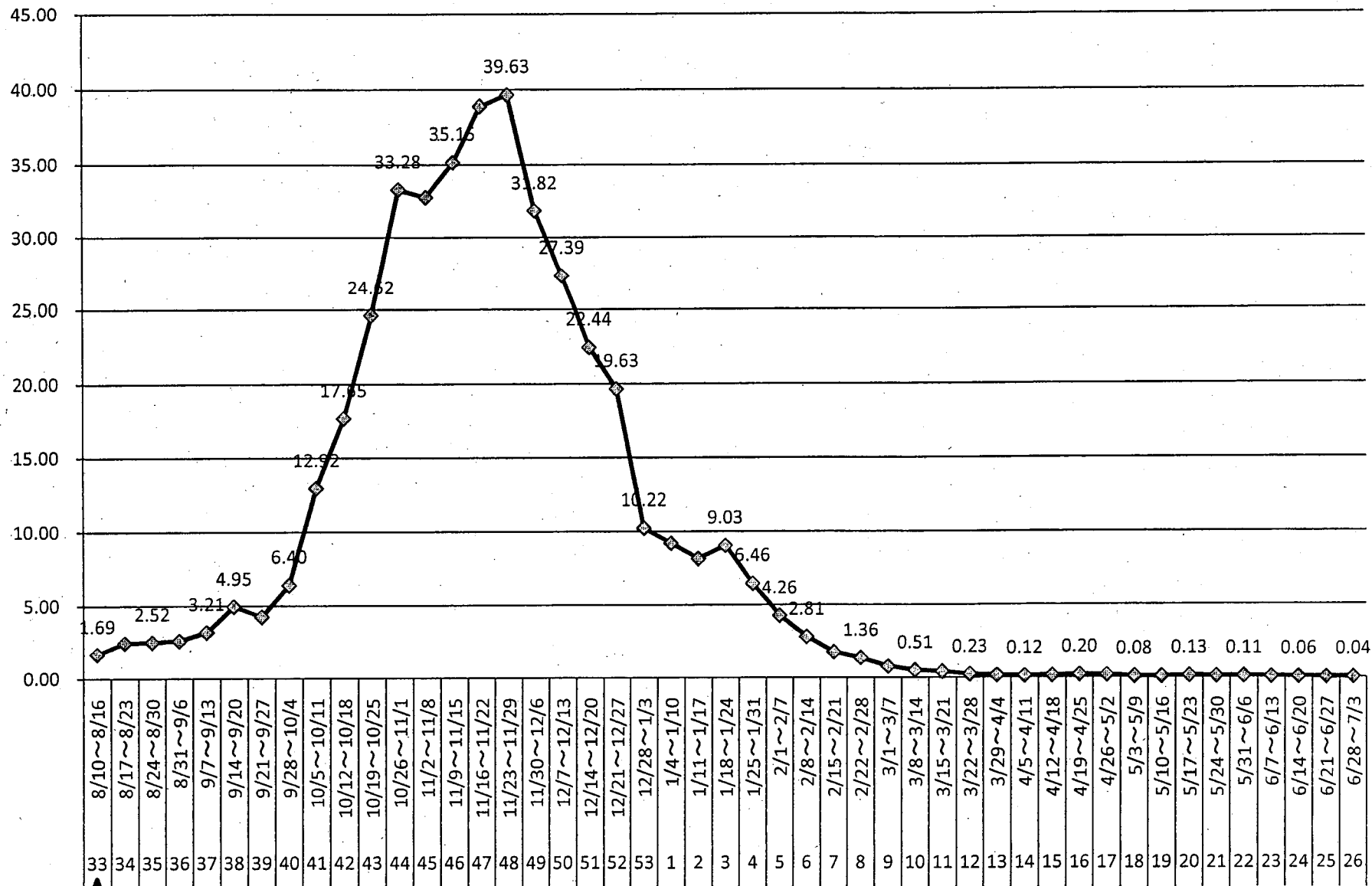
平成22年度新型インフルエンザ ワクチン接種について(案)

- ・現在、検討中の案であり、地方公共団体において早急に準備を進めていただく観点から提示するもの。
- ・今後、地方公共団体からのご意見等を踏まえ、変更する場合がある。

2010年秋冬にかけてのインフルエンザの流行見通し①

①日本の流行状況(平成21～22年 週別発生状況)

定点あたり報告数

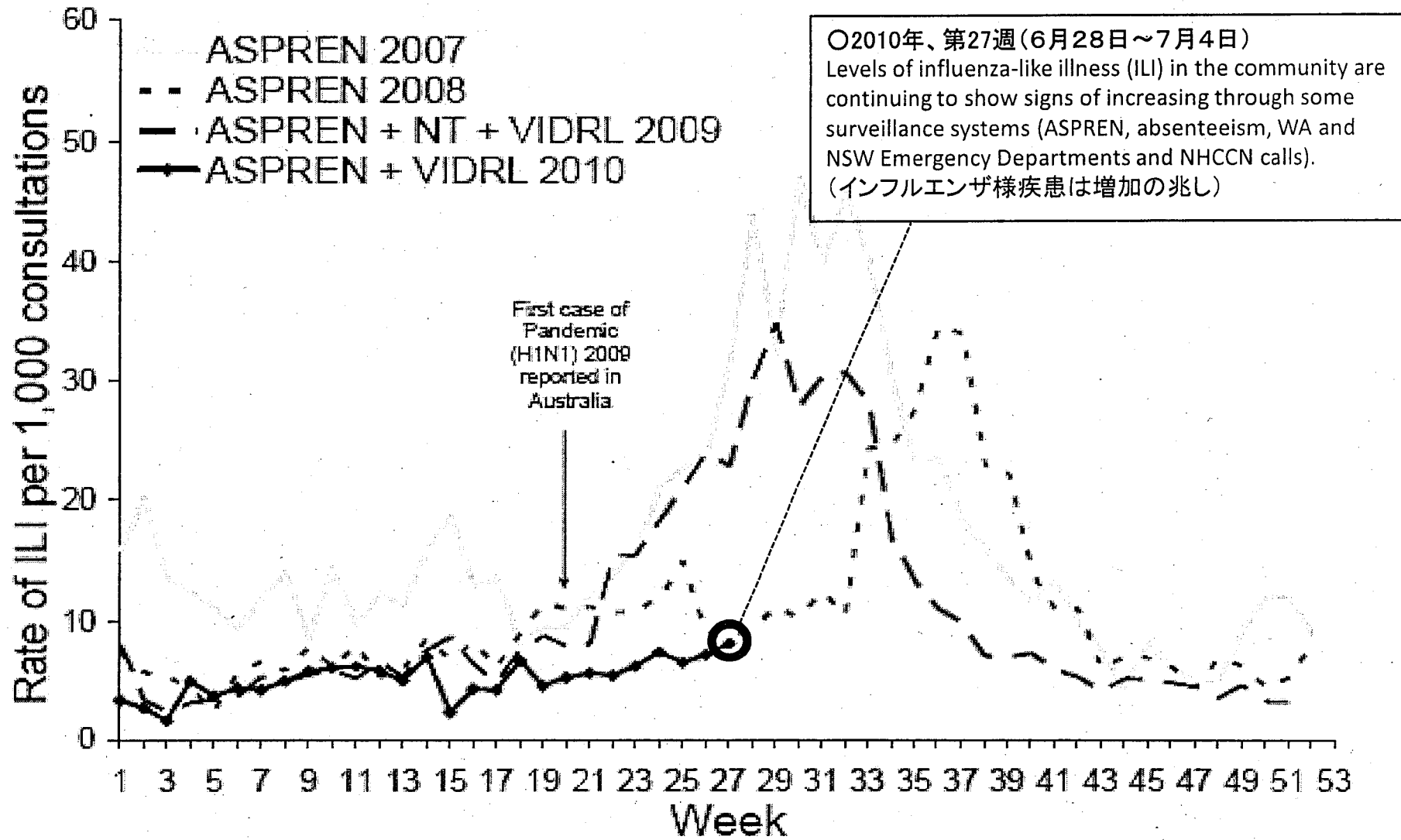


▲ 流行入り

資料: 感染症発生動向調査(全国およそ5000の定点医療機関(小児科およそ3000、内科およそ2000)からの報告)

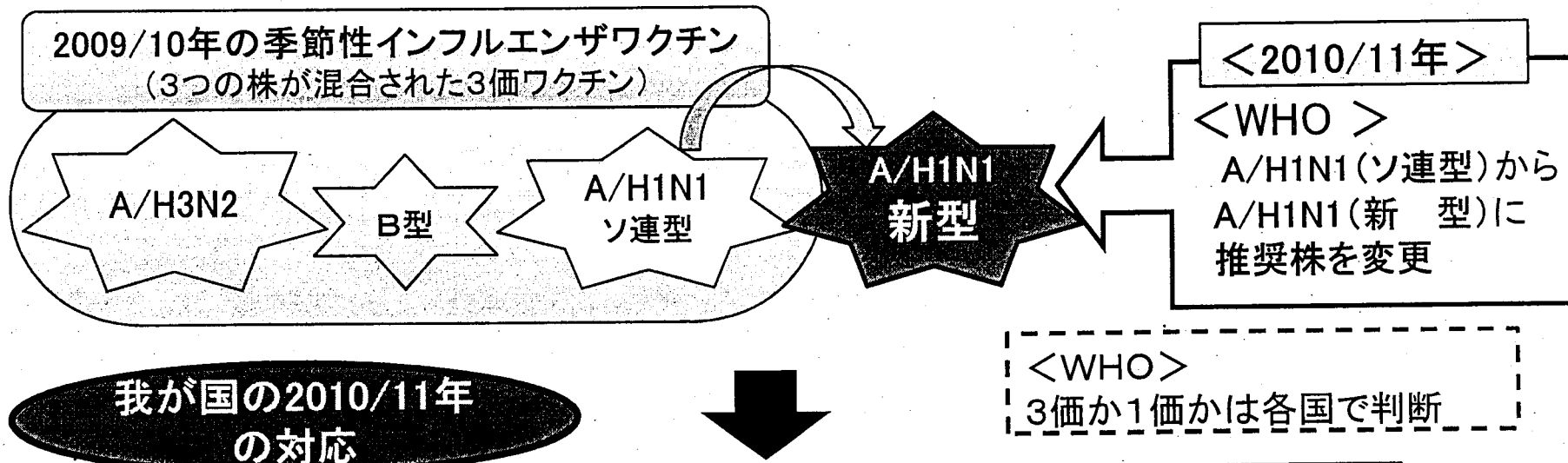
2010年秋冬にかけてのインフルエンザの流行見通し②

②オーストラリアの流行状況(平成22年 週別発生状況)



資料: AUSTRALIAN INFLUENZA SURVEILLANCE REPORT (No. 26, 2010, REPORTING PERIOD: 3 July 2010 – 9 July 2010)

2010/11年シーズンのインフルエンザワクチンについて



新型インフルエンザ(A/H1N1)を含めた「3価ワクチン」を製造

- ※ 最終的には、各ワクチン製造販売業者が判断することとなる。
- ※ 「1価(新型)ワクチン」希望者には備蓄ワクチンで対応
- ※ 「2価(季節性)ワクチン」の製造は依頼しない。

「3価ワクチン」を製造するメリット

- 季節性と新型が同時に接種でき、経済的・身体的負担が最小限度となる。
← 1価(新型)ワクチンと2価(季節性)ワクチンとを合計2回接種するより、3価を1回接種するほうが、負担が少ない。
- 「2価(季節性)ワクチン+1価(新型)ワクチン」など、複数種類のワクチンを製造する場合と比べ、全体としてみた場合の生産効率は最も良い。

※高齢者については、季節性インフルエンザ・新型インフルエンザ(A/H1N1)の両方に対する3価ワクチンの接種が原則となる。

(出典)平成22年3月15日厚生科学審議会感染症部会予防接種部会資料

10月以降の新型インフルエンザワクチン接種について(案)

予防接種法等の改正案については、現時点において、成立の見込み・時期が不明であるため、10月以降も、国の新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業を実施する。今後、臨時国会において法案が成立した場合には、市町村等における準備期間を考慮して、接種シーズン途中から新たな臨時接種(以下「新臨時接種」)を実施する。このため、新臨時接種への移行を前提とした新たな新型インフルエンザA/H1N1)ワクチン接種事業を開始。

～今後のスケジュール～

- 7月28日 新型インフルエンザ対策担当課長会議
- 8～9月 市町村等における準備期間
- 9月30日 現行新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業終了
- 10月1日 新たな新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱施行
平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業交付要綱改定
- 月○日 新臨時接種の疾病の定め(厚生労働大臣告示)
新臨時接種の指示(厚生労働大臣→(都道府県知事)→市町村長)
- 月○日 新臨時接種の開始(現行ワクチン接種事業の終了)

※改正法案施行後1か月程度

インフルエンザワクチン接種の法的位置付け(案)

新臨時接種が実施された場合、高齢者(3価ワクチン)については、予防接種法第3条第1項に基づく「定期接種」と、改正法案第6条第3項に基づく「臨時接種」としての性格を併せもつこととなる。

高齢者

	3価ワクチン	
法的位置付け	二類定期接種 (A/H3N2、B型)	新臨時接種 (A/H1N1)
実施主体	市町村	
財源	市町村	国1/2 都道府県1/4 市町村1/4

高齢者以外

	3価ワクチン
法的位置付け	新臨時接種 (A/H1N1)
実施主体	市町村
財源	国1/2 都道府県1/4 市町村1/4

低所得者負担軽減に要する費用負担については、現在調整中。

10月以降の新型インフルエンザワクチン接種事業の概要(案)

下線部が昨年度との変更点

1 実施主体 国

※新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱に基づく

2 対象者 すべての国民 (優先接種対象者は定めない)

3 接種期間 10月1日～新臨時接種開始時(別途厚生労働大臣が指示)

4 接種費用 市町村が設定 (新臨時接種に移行するという前提であること、高齢者の二類定期接種の実施主体であることから、市町村が設定)

※問診のみで終わった場合にも費用徴収可能

5 接種実施医療機関 国が接種実施医療機関と契約

※4と同様の理由から、接種実施医療機関の選定は市町村が行う。

6 ワクチン流通 市場流通

7 低所得者負担軽減措置 国庫補助事業

※平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成臨時補助金

・実施主体 市町村

・補助率 (調整中)

・補助単価 (調整中)

8 健康被害救済 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法による(国10/10)

9 副反応報告 医療機関から国に直接報告

ワクチン接種事業と新臨時接種(案)

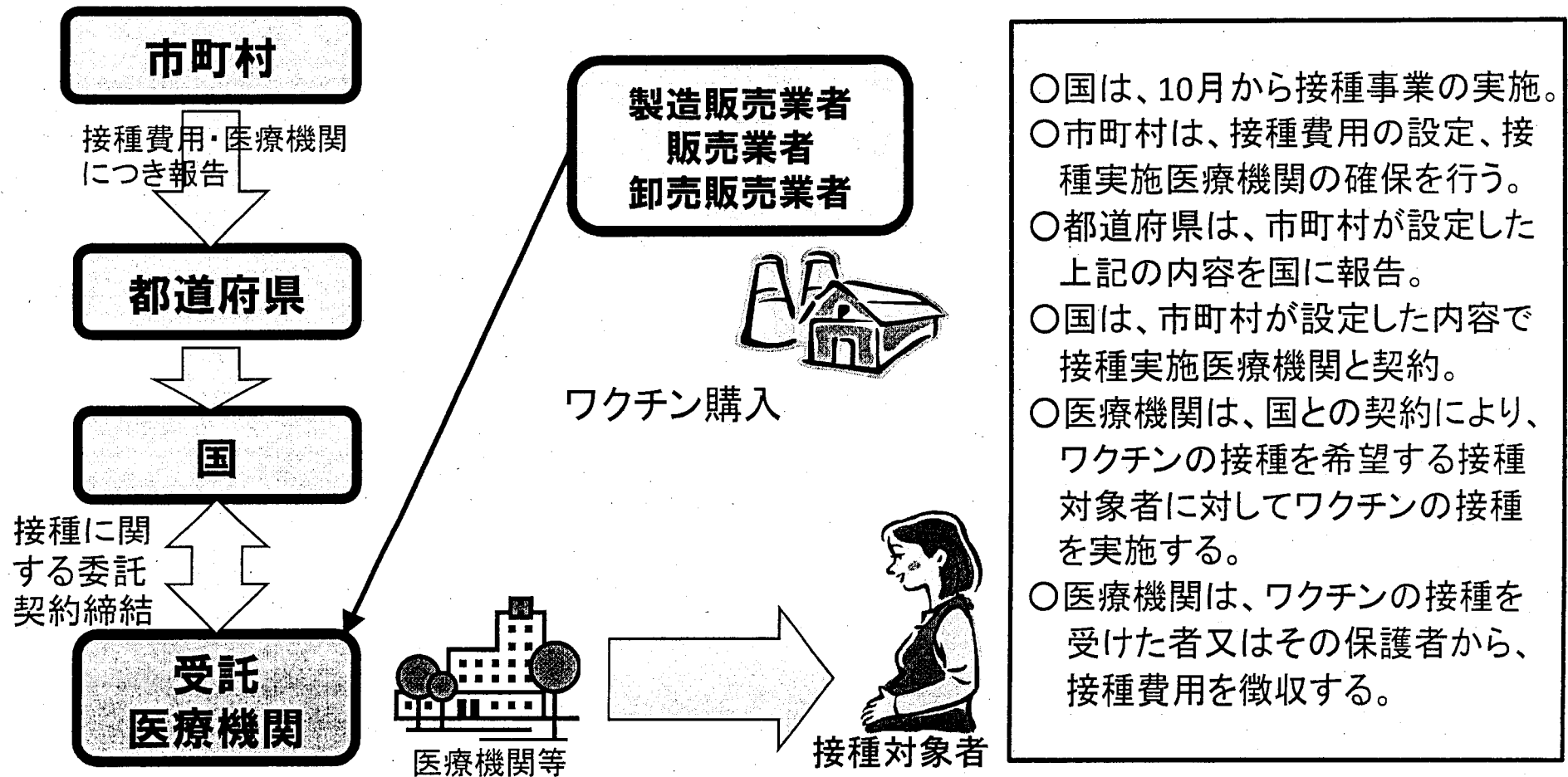
3価ワクチン
接種開始

	ワクチン接種事業 (~9月)	定期接種 (10月~)	ワクチン接種事業 (10月~)	新臨時接種 ※改正法案
根拠	事務次官通知	予防接種法	事務次官通知 (予定)	予防接種法 (改正案)
実施主体	国	市町村	国	市町村
医療機関との 契約	国	市町村	国 ※新臨時接種に移行するこ とを前提に市町村が選定	市町村
接種費用の 設定	国	市町村	市町村	市町村
ワクチン流通	国が流通管理	市場流通	市場流通	市場流通※
負担軽減 措置	市町村(国庫補助) ※国1/2都道府県1/4 市町村1/4	市町村 (一般財源)	(調整中)	市町村(国庫補助) ※国1/2都道府県1/4 市町村1/4
健康被害 救済	特別措置法 【国10/10】 障害年金(1級) 272万円/年 遺族一時金 714万円 ※改正法案成立後、政令改 正により給付水準を新臨時 接種と同程度に引き上げ	予防接種法 【国1/2 都道府県1/4 市町村1/4】 障害年金(1級) 272万円/年 遺族一時金 714万円	特別措置法 【国10/10】 障害年金(1級) 272万円/年 遺族一時金 714万円 ※改正法案成立後、政令改 正により給付水準を新臨時 接種と同程度に引き上げ	予防接種法 【国1/2 都道府県1/4 市町村1/4】 障害年金(1級) 381万円/年 死亡一時金 3,330万円 (※被害者が生計維持者の 場合)

※改正法案が成立・施行され、今シーズンにおいて新臨時接種を実施する場合

10月以降の新型インフルエンザワクチン接種体制(案)

予防接種法等の一部を改正する法律案が成立してから1か月後を目途に新臨時接種を実施することとしたいが、それまでの間は、臨時的措置として国事業として実施する。ただし、途中から新臨時接種に移行することを念頭に、市町村が接種費用の設定等を行う方式に変更する。



- 国は、10月から接種事業の実施。
- 市町村は、接種費用の設定、接種実施医療機関の確保を行う。
- 都道府県は、市町村が設定した上記の内容を国に報告。
- 国は、市町村が設定した内容で接種実施医療機関と契約。
- 医療機関は、国との契約により、ワクチンの接種を希望する接種対象者に対してワクチンの接種を実施する。
- 医療機関は、ワクチンの接種を受けた者又はその保護者から、接種費用を徴収する。

※市町村は、接種を受ける低所得者に対して、負担軽減措置を実施(国庫補助事業について調整中)

平成21年度

平成22年度(10月1日からの事業)(案)

平成22年度(新臨時接種)(案)

国の事務

- 優先順位の決定
- ワクチンの購入及び販売業者への売り払い
- 受託医療機関との契約
- 接種状況の把握
- 副反応の把握及び評価
- 健康被害救済の申請の受理、審査、決定
- 接種費用の負担軽減措置(補助単価の決定、費用負担)
- 広報・相談

- ワクチンの流通支援
- 受託医療機関との契約
- 接種状況の把握
- 副反応の把握及び評価
- 健康被害救済の申請の受理、審査、決定
- 接種費用の負担軽減措置(補助単価の決定、費用負担)
- 広報・相談

- ワクチンの流通支援
- 接種状況の把握
- 副反応の把握及び評価
- 健康被害救済の申請の受理、審査、決定
- 接種費用の負担軽減措置(補助単価の決定、費用負担)
- 広報・相談

都道府県
の事務

- ワクチンの接種スケジュールの決定
- ワクチンの流通管理
- 接種状況の把握及び報告
- 接種費用の負担軽減措置(費用負担)
- 広報・相談
- 国及び市町村の連絡調整

- 市町村に対する円滑な接種の協力
- ワクチンの流通支援
- 接種状況の把握及び報告
- 接種費用の負担軽減措置(費用負担)
- 広報・相談
- 国及び市町村の連絡調整

- 市町村に対する円滑な接種の協力
- ワクチンの流通支援
- 接種状況の把握及び報告
- 接種費用の負担軽減措置(費用負担)
- 広報・相談
- 国及び市町村の連絡調整

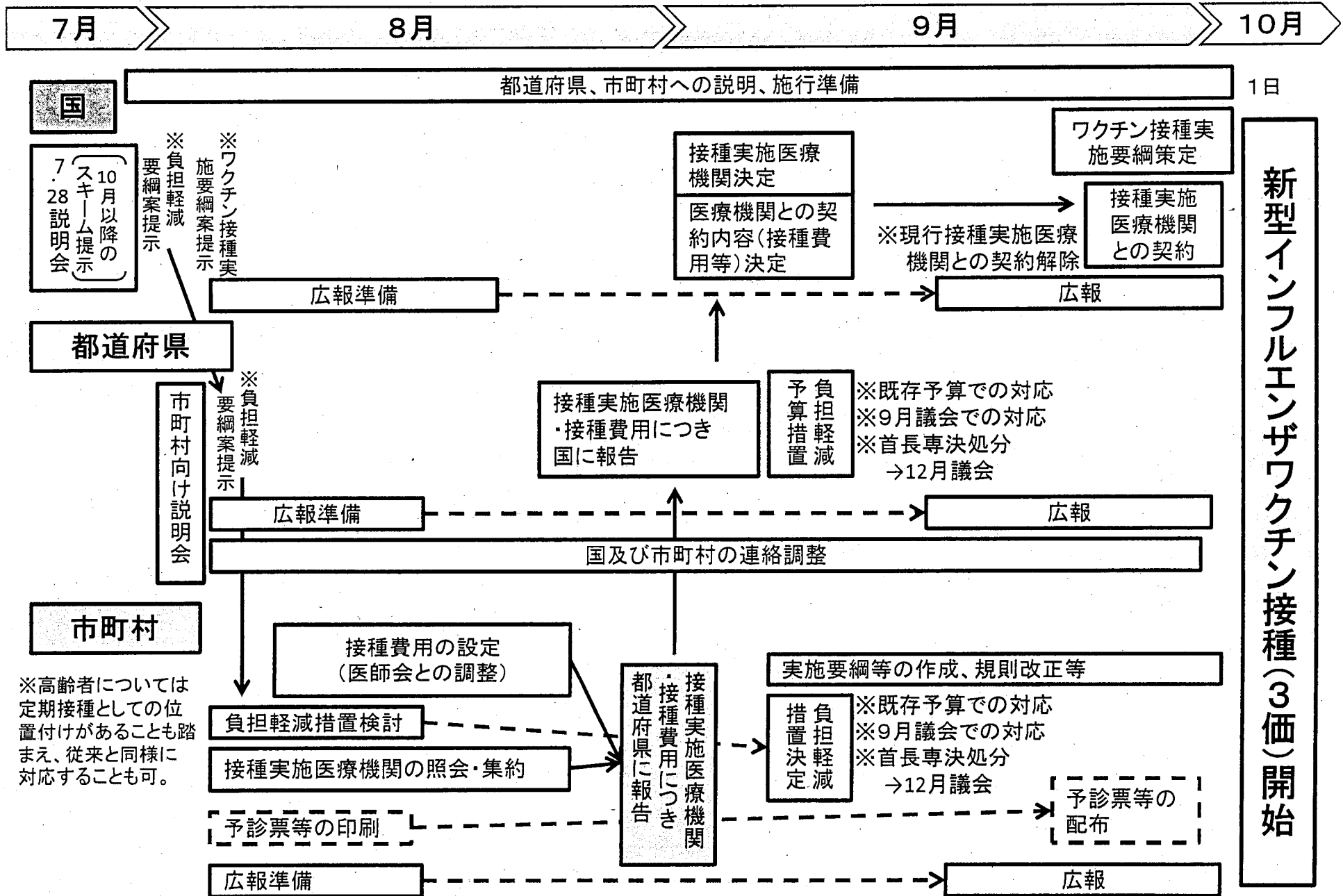
市町村
の事務

- 接種実施医療機関の取りまとめ
- 管内における計画的な接種の推進・調整
- 接種状況の把握及び報告
- 接種費用の負担軽減措置(費用負担)
- 広報・相談

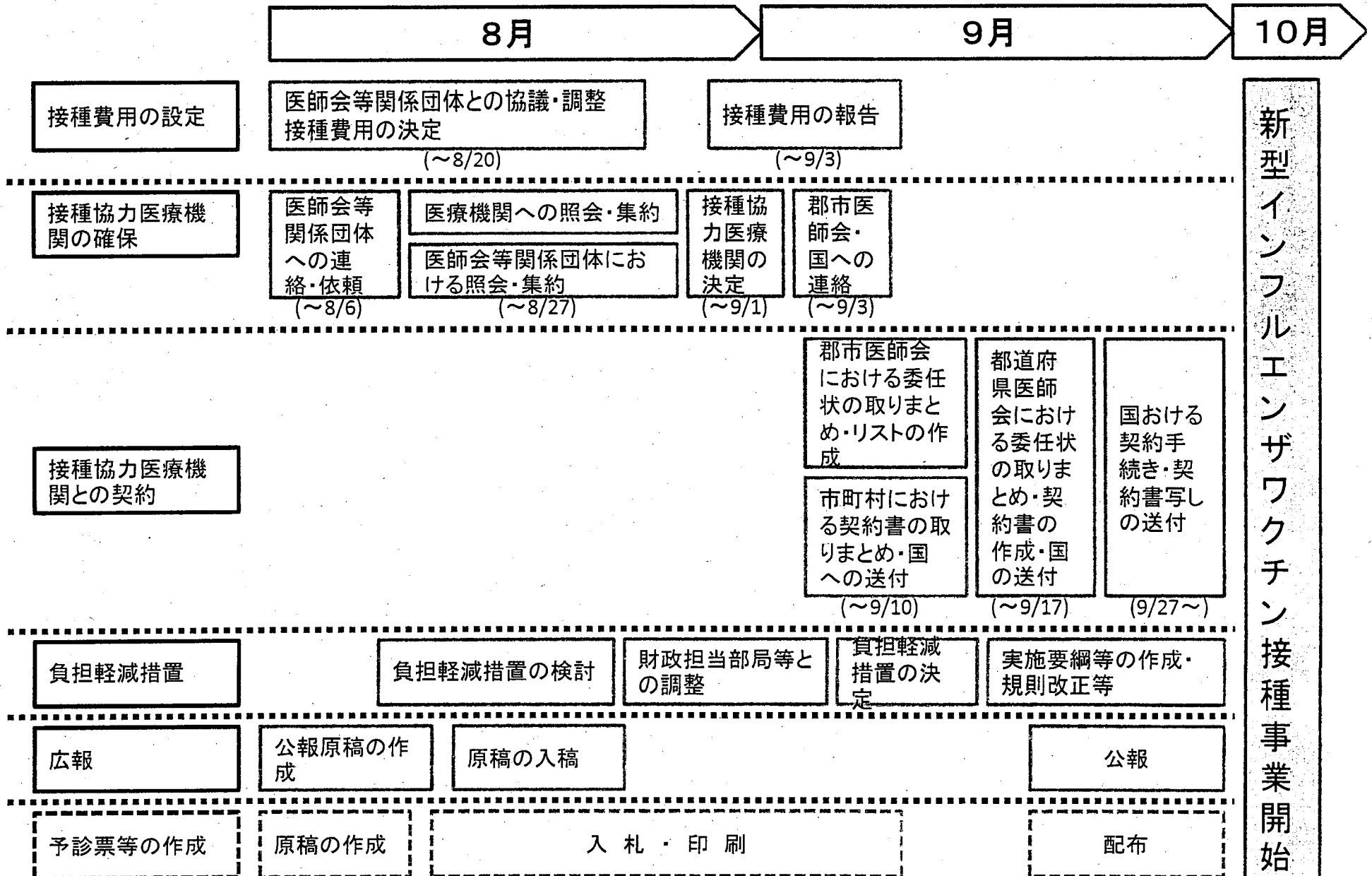
- 接種費用の設定
- 接種実施医療機関の確保
- 管内における計画的な接種の推進・調整
- 接種状況の把握及び報告
- 接種費用の負担軽減措置(費用負担)
- 広報・相談

- 接種費用の設定
- 接種実施医療機関との委託契約
- 接種の勧奨
- 管内における計画的な接種の推進・調整
- 接種状況の把握及び報告
- 接種費用の負担軽減措置(費用負担)
- 広報・相談

新型インフルエンザワクチン接種 スケジュール(案)



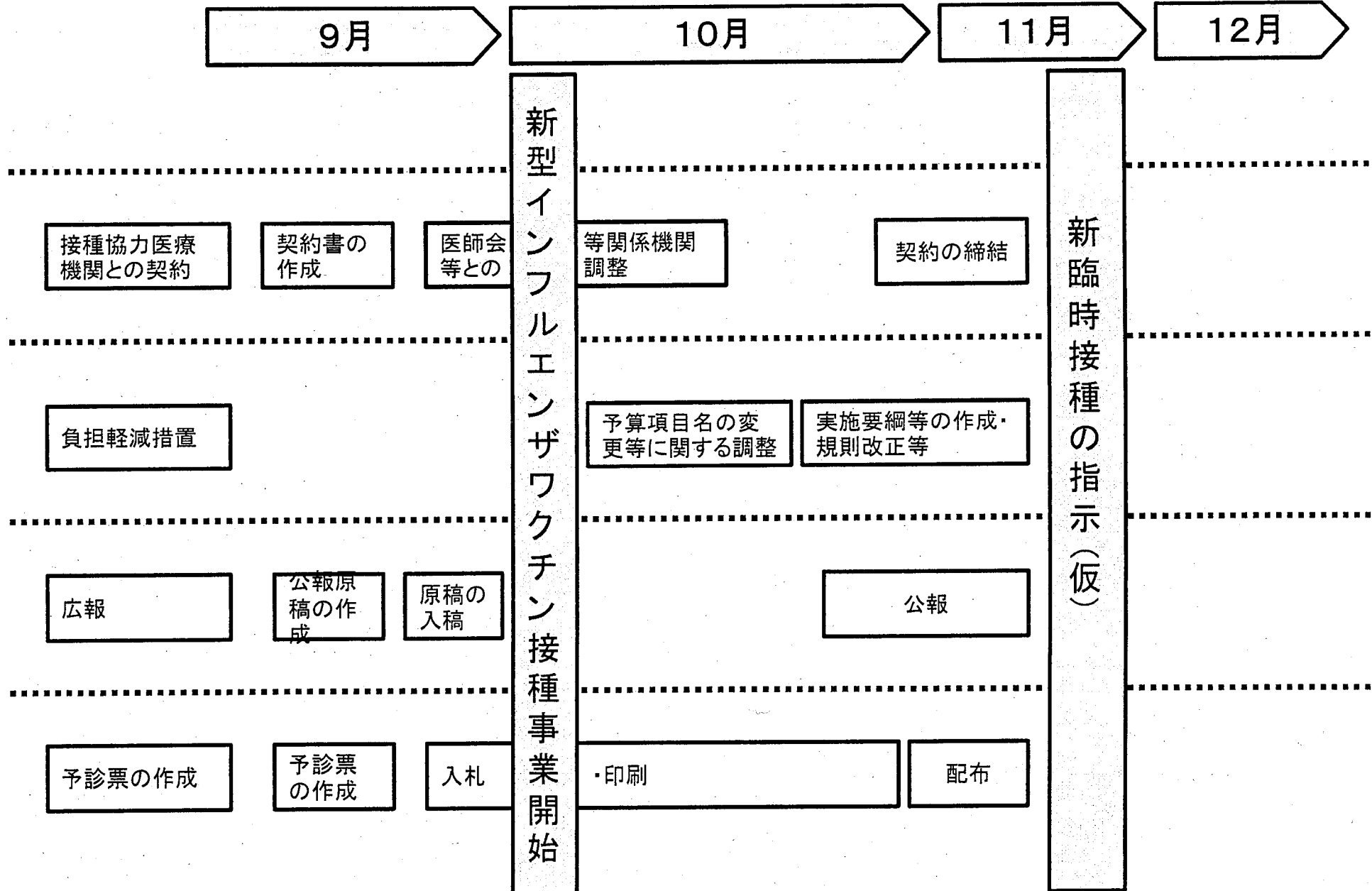
市町村における事務スケジュール[~22. 10. 1](案)



新型インフルエンザワクチン接種事業開始

※予診票は標準となる様式を国が作成し、HPからダウンロードできるようにするが、市町村が独自に作成することも可能

市町村における事務スケジュール〔新臨時接種に向けて〕(案)



※新臨時接種移行に当たっての留意点

- ・接種実施医療機関との契約

(国との契約から市町村との契約へ)

- ・低所得者負担軽減の費用について、補助金から負担金への変更

- ・健康被害救済について、特別措置法から、予防接種法に基づく制度への変更

(国10/10 → 国1/2 都道府県1/4 市町村1/4)

※特別措置法の健康被害救済の給付水準もさかのぼって引き上げ。